明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（総務五九）　一
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四三）　二

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一八八）　二
○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件（外務二三一）　三
○登録有形文化財の管理団体を指定する件（文化庁五〇）　四
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（農林水産一四七〇）　四
○保安林の指定を解除する件（同一四七一～一四八四）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八四三～八四五）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八四六）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一八二）　五
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（同一八三）　五

〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　六

〔人事異動〕
内閣　六

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示二～五、福島同六、群馬同二～五、鳥取同二、宮崎同三）　八

〔叙位・叙勲〕
国家試験
令和二年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、商業登記抹消関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他
会社その他　一二

## 省令

**○総務省令第五十九号**

自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第二条の二第二項の規定に基づき、自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

総務大臣　高市　早苗

自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則 | 附　則 |
| ［1～4　略］ | ［1～4　同上］ |
| 5　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。 | 5　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。 |
| ［表　略］ | ［表　同上］ |
| 6　令和元年度及び令和二年度における法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の法第百四十五条第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第百六十二条の規定により自動車税を免除したものを除く。）の台数により行うものとする。 | ［新設］ |
| 7～12　［略］ | 6～11　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。